

# 近接協議の流れ

(建築物の例)

START

建築物の新築又  
は改築の計画が  
ある

YES

地下鉄が敷設されて  
いる道路境界線から  
30m以内  
に建築する※1

YES

近接協議申込書に  
必要事項を記載の上、  
送付してください

要協議  
の場合

メール又は対面にて  
近接協議の概要説明、  
地下鉄関係図面を提  
供いたします

NO

近接協議不要です

END

地下鉄に影響が無い  
ことが確認できた場合

近接協議終了の  
ご連絡を致します

END

※審査・修正は何度か繰り返す場合があります

設計協議、修正を要  
する旨のご連絡を致  
します

影響がある場合や  
修正を要する場合

近接協議関係図面の  
審査を行います

地下鉄に影響が無い  
ことが確認できた場合

近接協議終了の  
ご連絡を致します

END

※1 地下鉄施設位置の詳細は市ホームページ<https://www.sonicweb-asp.jp/sapporo/> 又は  
「札幌市都市計画情報等閲覧システム」（札幌市役所本庁舎（中央区北1条西2丁目）2階南側 都市局建築指導部  
又は5階北側 まちづくり政策局都市計画部）よりお調べいただくか、交通局施設課にお問い合わせください。

※2 近接協議関係図面：配置図、平面図、断面図（地下鉄への影響線を作図したもの）、その他交通局が指定する資料、  
杭基礎の場合は杭の位置、種類がわかるもの、柱状図